

国際交易特区

都道府県名：

大阪府

申請主体名：

大阪市

区域の範囲：

大阪市の区域のうち此花区、港区、大正区及び住之江区の全域



特区の概要：

本市においては、昨年の失業率が全国第3位となるなど、産業・経済の活性化が求められており、当区域においても、国際交易産業の集積に資する企業の誘致や、企業の活動を支援する取組みが不可欠である。

そこで、近畿圏を中心とする西日本を背後圏とする大阪港の優位性を活かし、国際競争力の強化に資する物流及び新たなまちづくりとしての拠点形成に向け、(1)アジア主要港と競争可能な港湾の実現、(2)国際交易産業（ロジスティクス産業）の集積、(3)大阪経済・産業の活性化、及び(4)研究機関や研究開発型企業の集積を図るものである。

適用される規制の特例措置：

- ・外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・外国人情報処理技術者の在留期間延長
- ・特定埋立地の所有権移転制限期間の短縮（10年 5年）



咲洲コスモスクエア地区



北港南（夢洲）地区